

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (続)

第11・11の2表の付表1 (続) (平成27年分以降用)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

被相続人

1 特例の適用にあたっての同意

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。

私(私たち)は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部(「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等)の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏名

(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の明細

この欄は、小規模宅地等についての特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。

「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。

小規模宅地等の種類: 1 特定居住用宅地等、2 特定事業用宅地等、3 特定同族会社事業用宅地等、4 貸付事業用宅地等

選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類 1～4の番号を記入します。	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等(「限度面積要件」を満たす宅地等)の面積
		② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等(④× $\frac{⑤}{③}$ )の価額
		③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額(⑥×⑨)
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額(④ - ⑦)
<input type="checkbox"/>		① [ ]	⑤ [ ] m <sup>2</sup>
		② [ ]	⑥ [ ] 円
		③ [ ] m <sup>2</sup>	⑦ [ ] 円
		④ [ ] 円	⑧ [ ] 円
<input type="checkbox"/>		① [ ]	⑤ [ ] m <sup>2</sup>
		② [ ]	⑥ [ ] 円
		③ [ ] m <sup>2</sup>	⑦ [ ] 円
		④ [ ] 円	⑧ [ ] 円
<input type="checkbox"/>		① [ ]	⑤ [ ] m <sup>2</sup>
		② [ ]	⑥ [ ] 円
		③ [ ] m <sup>2</sup>	⑦ [ ] 円
		④ [ ] 円	⑧ [ ] 円
<input type="checkbox"/>		① [ ]	⑤ [ ] m <sup>2</sup>
		② [ ]	⑥ [ ] 円
		③ [ ] m <sup>2</sup>	⑦ [ ] 円
		④ [ ] 円	⑧ [ ] 円
<input type="checkbox"/>		① [ ]	⑤ [ ] m <sup>2</sup>
		② [ ]	⑥ [ ] 円
		③ [ ] m <sup>2</sup>	⑦ [ ] 円
		④ [ ] 円	⑧ [ ] 円

(注) 1 ①欄の「[ ]」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(2、3又は4)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。  
 2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1(別表)を作成します。  
 3 ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

※ 税務署整理欄 年分 [ ] [ ] [ ] 名簿番号 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] 申告年月日 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] 一連番号 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] グループ番号 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] 補完 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]